

この制度は東日本大震災に起因する会社の倒産、解雇等による失職・著しい収入減少の方を対象としています。
該当する方は、締切りに関係なく早急に学校の事務室までお電話ください。

平成 29 年度大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免制度について

大阪府の私立中学校高等学校に在籍し東日本大震災に起因する事情により授業料等の納付が困難となった場合、授業料等の減免を受けることができます。

*** 離婚、母子家庭や事故、病気、死亡等による家計急変、自己都合、病気による退職は対象となりません。**

補助要件

家計支持者が被災者となり、東日本大震災に起因する事情により、次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合

- (1) 勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴い、本人の意思によらず、当該会社等の一方的な意思によって失職した場合、または、自営業の経営状況悪化に伴い、やむを得ず当該事業を廃止したことによって失職した場合(転業を目的とする場合を除く)
- (2) 収入が著しく減少した場合
平成 29 年の総所得金額(見込み)が、平成 22 年の 2 分の 1 以下であって、平成 29 年の課税総所得金額(見込み)が 98 万円に次の金額を加えた額以下となる場合。ただし、平成 22 年の課税総所得金額が 98 万円に次の金額を加えた額以下の場合には該当しない。
 - ・0 歳以上 16 歳未満の扶養親族 1 人あたり 330 千円
 - ・16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人あたり 120 千円
- (3) (1)又は(2)に準ずると知事が認める場合
 - ・家計支持者が居住する家屋が、全壊、半壊、全焼、半焼、流失、消失、床上浸水した場合
 - ・家計支持者が死亡、行方不明、長期入院となった場合

申請に必要な書類

- (1) 東日本大震災に起因する経営状況の悪化に伴う会社の倒産・解雇により失職した方
次の①～③の全ての書類が必要です。

- ① 授業料等特別減免申請書
- ② 家計支持者が被災者であることを証明する書類(罹災証明、被災証明など)
- ③ 失職とその理由を証明する書類の写し(雇用保険受給資格者証の全ページの写し…離職票の写し・前雇用主の証明 等でも可)
- ※ 経営状況悪化に伴う自営業の廃止(転業を目的とする場合を除く)の場合は、①、②の書類と、以下の④・⑤いずれかの書類が必要です。
- ④ 税務署に提出した廃業届の写し(税務署の受理印のあるものに限る。)
- ⑤ 自主廃業でないことを証明する書類(裁判所の破産手続き開始決定の写し等)

- (2) 東日本大震災に起因する会社等の経営状況の悪化に伴い、収入が平成 22 年より著しく減少した方
次の①～④の全ての書類が必要です。(平成 22 年非課税の場合は対象となりません。)

- ① 授業料等特別減免申請書
- ② 家計支持者が被災者であることを証明する書類(罹災証明、被災証明など)
- ③ 震災前(平成 22 年)の所得を証明する書類…平成 23 年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し 又は平成 23 年度市(町村)民税納税通知書の写し。
- ④ 本年(平成 29 年)の所得(見込)を証明する書類…課税総所得金額等積算書、又は平成 29 年分源泉徴収票、又は給与支払者、税理士等第三者による所得(見込)証明書 等

平成 29 年 12 月 2 日までに学校の事務室へ提出してください

- ◎ 大阪府私立高等学校生徒授業料支援補助金や、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金を申請された後、この減免制度の適用を受けようとする場合併用することはできません。(どちらか助成金額の高い方を受けるものとします。)
ご不明な点がありましたら清風学園事務室までご連絡ください。(平日 9 時～16 時半、土曜 13 時半まで TEL06-6771-5757)